



鳥取県公報

平成 23 年 2 月 8 日 (火)
第 8 2 6 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	地域森林計画の変更予定 (2 件) (60・61) (森林・林業総室) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (62) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (63) (〃) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (64) (八頭総合事務所県民局) 3
	土地改良区の役員の退任 (65) (中部総合事務所農林局) 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (66) (西部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (2) 4
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (防災チーム) 5
	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (雇用人材総室) 9
	一般競争入札の実施 (水産試験場) 11
	落札者の決定 (病院局総務課) 14
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 15

告 示

鳥取県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成23年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成23年2月8日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業総室、東部総合事務所農林局及び八頭総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成23年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成23年2月8日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業総室及び中部総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第62号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	廃止の届出を受理	サービスの種類
----------	----------	----------	----------	---------

氏名	の名称	の所在地	した年月日	
株式会社イヌイ	イヌイ薬局トスク吉 方店	鳥取市吉方温泉四 丁目603	平成23年1月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
株式会社イヌイ	イヌイ薬局トスク吉 方店	鳥取市吉方温泉四 丁目603	平成23年1月31日	介護予防居宅療養 管理指導

鳥取県告示第64号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年3月12日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年2月8日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 申請のあった年月日
平成23年1月12日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人智頭町森のようちえんまるたんぼう
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
西村 佐栄子
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡智頭町大字大屋407
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は智頭町内外のこどもを対象に、智頭町の森をフィールドとし、基本方針に従い丈夫な体としなやかな心づくりに寄与することを目的とする。

鳥取県告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年2月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

監 事 國 田 修二郎 東伯郡湯梨浜町大字橋津147

平成23年1月28日退任

鳥取県告示第66号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月8日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
皆生タクシー株式会社	米子市旗ヶ崎2207	皆生タクシーケアセンター	米子市角盤町二丁目3	居宅介護、重度訪問介護	平成23年2月1日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第2号**

平成23年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年2月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成23年2月10日（木） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙について
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成23年2月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成23年3月6日 午前9時から 午前12時まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成23年3月15日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	4人
平成23年3月23日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

飛しようする標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

平成23年度鳥取県防災情報システム保守業務 一式

(業務の内訳とその予定数量)

ア 定期点検	1回
イ 故障修理(重故障A)	10回
ウ 故障修理(重故障B)	10回
エ 故障修理(中故障A)	10回
オ 故障修理(中故障B)	10回
カ 故障修理(軽故障A)	10回
キ 故障修理(軽故障B)	12回

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札書の記載方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る業務に要する費用の総額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子入札書に入力された金額又は入札書に記載された金額の算出に用いた定期点検及び故障修理の単価によることとし、委託料の請求は、当該単価に業務の実施回数を乗じて得た額の合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）により行うものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成23年2月8日（火）から同年3月28日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(3) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（資格区分が情報処理サービスのシステム等管理運営であるものに限る。以下「競争入札参加資格」という。）を有すること。

なお、本件入札への参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有しないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年2月18日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(4) 平成23年2月8日（火）から同年3月28日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できること。

- (6) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の登録を受けていること。
- (7) 本件調達と同種で同程度の規模であると認められる地上多重無線及び地域衛星通信ネットワークの保守に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成17年4月1日から平成23年2月8日までの間にその履行を完了した実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県防災局防災チーム

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災局防災チーム

電話 0857-26-7789

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成23年2月8日（火）から同年3月7日（月）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成23年2月8日（火）から同年3月4日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月7日（月）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成23年3月22日（火）午前11時から同月28日（月）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日（金）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成23年3月28日（月）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成23年3月7日(月)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- ア 電子入札を希望する者にとっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等によりすべての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。
- イ 紙入札を希望する者にとっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成23年2月定例会において本件業務に係る予算が可決されなかったときは、開札を行わ

ず、本件入札を中止する。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: 2011 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set
- (2) March 7, 2011 by noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 28, 2011 by noon: Time-limit for submission of tenders
March 25, 2011 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice: Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1 -271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan,
TEL 0857-26-7789

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成23年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

- (1) 業務名 鳥取県中小企業労働相談所運営業務
- (2) 業務内容

主な業務の内容は、下記のとおりとする。なお、業務内容の詳細は、鳥取県中小企業労働相談所運営業務プロポーザル選考実施要領（以下「実施要領」という。）による。

ア 労働雇用相談支援業務

県下3地区に相談所を設置し、労使双方からの労働及び雇用に関する相談に対して、労働・雇用相談員により助言、情報提供等を行うとともに、労働及び雇用に関する情報を広く発信し、労使関係の安定及び適切な労務管理の推進を支援する。

イ 労働教育推進業務

基本的な労働関係法令等の学習機会を提供し、適宜の情報提供を通じて労使間の紛争の予防を図る。

ウ 労務管理改善助言業務

(ア) 労務管理アドバイザー（社会保険労務士とする。）を事業所に派遣すること等により、使用者へ適切な労務管理や働きやすい職場づくりに向けた助言及び各種助成制度の紹介等を行う。

(イ) 事業所等（労働組合を含む。）が実施する働きやすい職場づくりに向けた社内研修等に講師を派遣して、労使双方に働きやすい職場づくりに向けた意識啓発を図る。

- (3) 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 予算額 28,167千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店、支店等の事業所を有する団体（法人格の有無は問わない。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成23年2月8日（火）から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 事業実施のための団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びに責任者等を明確にした規約その他の規定が定められていること。
- (5) 法人格のない任意団体にあつては、代表者の定めがあること。

(6) 平成23年4月1日から委託業務を開始できる者であること。

3 企画提案書等の審査

(1) 企画提案書等の審査は、鳥取県中小企業労働相談所運営業務プロポーザル選考審査会（以下「審査会」という。）において、次の事項について、別に定める評価基準に基づき、審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の付けた順位をそのまま点数とし、合計の値の少ない方から順位を付ける方式）による採点を行い、これらの方法による順位の結果が異なる場合には順位点の方法による順位を優先する方法により行う。また、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の多数決で順位を決定する。

ア 労働雇用相談支援業務

(ア) 労働雇用相談体制の確保等

(イ) 労働雇用相談事業の実績及びノウハウの有無

イ 労働教育推進業務 セミナーの企画運営

ウ 労務管理改善助言業務 実施体制の確保等

エ 全体

(ア) 管理運営体制の確保

(イ) 収支計画の適切性

オ 見積価格

(2) 審査会は、県職員2名及び県職員以外の者1名により構成する。なお、審査員の所属、氏名は公表しない。

(3) 審査は、原則として書類審査とする。

4 最優秀提案者の選定

3により最も高い順位となった者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 実施要領の交付

実施要領は、平成23年2月8日（火）から同月25日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99316>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成23年2月8日（火）から同月25日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室

電話 0857-26-7224

ファクシミリ 0857-26-8169

電子メール koyoujinzai@pref.tottori.jp

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、実施要領に基づき、企画提案書等を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出部数

4部

ウ 提出場所

(1)のイに同じ。

エ 提出期限

平成23年2月28日(月)午後5時15分。なお、送付による場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、質問書(任意様式)を作成し、持参、ファクシミリ、又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出期限

平成23年2月21日(月)午後5時15分まで

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調のときは、4により順位付けされた上位の者から順に契約の締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 募集及び選定に当たっての留意事項

本件業務は、県の平成23年度当初予算(勤労者福祉事業費(中小企業労働相談所設置事業)及び職場環境改善支援事業(労務管理改善助言事業))により実施しようとするものであり、この公募型プロポーザルにより委託業務の受託者を選定した場合であっても県の予算が成立しなかった場合は、委託業務に係る委託契約は締結しないものとする。

(2) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

(3) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、この公募型プロポーザルに参加する者の負担とする。

(4) その他

詳細は、実施要領による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

潮流観測ブイ 二基

係留装置 二組

潮流観測ブイ予備品 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成23年8月1日(月)

(4) 納入場所

境港市竹内団地107 鳥取県農林水産部水産試験場

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がその他の物品のその他に登録されている者(営業内容に海洋観測ブイの取扱いが登録されている者に限る。)であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年2月16日(水)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成23年2月8日(火)から同年3月31日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、納入先の求めに応じて指定する期日に指定する鳥取県内の場所に当該物品を運搬し、後日、漁業者が鳥取県沿岸域の海上に当該物品を設置する作業に立ち会って設置の指導をし、平成23年9月30日(金)までに設置を完了することができるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部水産試験場総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒684-0046 境港市竹内団地107

鳥取県農林水産部水産試験場総務課

電話 0859-45-4500

電子メール suisanshiken@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(3) 仕様等に関する問合せ先

〒684-0046 境港市竹内団地107

鳥取県農林水産部水産試験場漁場開発室

電話 0859-45-4500

電子メール suisanshiken@pref.tottori.jp

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成23年2月8日（火）から同年3月2日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=72009>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成23年2月8日（火）から同年3月2日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成23年3月22日（火）午前11時から同月31日（木）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月30日（水）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成23年3月31日（木）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成23年3月2日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい

て、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 2 Ocean Observation Buoy for Current, 2 Mooring Equipment and Spare Parts of Ocean Observation Buoy for Current.

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 2 March, 2011

(3) Time-limit for submission of tenders : noon 31 March, 2011

Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 30 March, 2011

(4) Contact Point for the notice : General affairs department of Tottori Prefectural Fisheries Experimental Station 107 Takenouchi-danchi Sakaiminato-shi 684-0046 Japan

TEL : 0859-45-4500

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年2月8日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達件名及び数量	鳥取県立厚生病院物品調達管理業務 一式
2 契約方式	総合評価一般競争入札
3 落札日	平成22年12月14日
4 落札者の名称及び所在地	小西医療器株式会社 大阪府大阪市中央区内淡路町二丁目1-5
5 落札金額	38,178,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成22年11月2日
7 落札方式	総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立厚生病院事務局管財課 倉吉市東昭和町150

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類を平成23年2月18日（金）午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成23年2月8日（火）から同年3月24日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年3月19日付第200900193250号、第200900195212号、第200900195188号、第200900195552号、第147号、第200900195216号、第200900209089号）第3条に規定する者に該当しないと認められる者であること。

(5) 電気工事業又は電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課管財係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成23年2月8日(火)から同月28日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年3月24日(木)午後1時30分(郵便等による入札書の受領期限は、同月23日(水)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部庁舎2階入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成23年2月28日(月)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とすることがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る平成23年度予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

8 Summary

- (1) Name and quantity of the services to be required: Maintenance and upkeep of Tottori Prefectural Police Headquarters Traffic Control System, 1Set
- (2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation: 3:00 PM, 28 February, 2011
- (3) Date and time for submission of tenders: 1:30 PM, 24, March, 2011 (Time-limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 23, March, 2011)
- (4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8520 Japan, TEL 0857-23-0110